



2019年10月23日

TSUBASAアライアンスを活用した企業年金基金の 日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明について ～「TSUBASAアライアンス」連携施策～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、TSUBASAアライアンス^{※1}を活用して、千葉銀行企業年金基金（理事長 若林 純也）ほか参加各行の企業年金基金^{※2}が「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」（以下、「SSコード」）の受入れを表明したことをお知らせします。

SSコードとは、金融庁が2014年に制定した機関投資家のための行動規範のことです。投資と対話をつうじて企業の持続的成長を促すために、投資先企業の経営モニタリングや議決権行使の基準・結果の開示などを定めています。

近年、企業年金基金がSSコードの受入れを表明することで、投資先企業の統治改善や運用委託先の監視に積極的に関与していく機運が高まっています。企業年金基金によるスチュワードシップ活動の強化は、母体企業のコーポレート・ガバナンスの充実にもつながるほか、従業員の安定的な資産形成や自社の財政状態にも好影響を及ぼすとされています。

今回、TSUBASAアライアンス参加各行の企業年金基金がSSコードの受入れを検討するにあたり、情報や認識を共有しながら準備を進めたことで、同時期^{※3}に全企業年金基金の受入れ表明に至ったものです。

今後も、TSUBASAアライアンス参加行はノウハウや知見を結集することで戦略的アライアンスを一層加速させ、付加価値の高い金融サービスの提供等をつうじて地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

- ※1 千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、北越銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行の9行が参加する地銀広域連携の枠組み。
- ※2 第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行、武蔵野銀行の各企業年金基金。北洋銀行、滋賀銀行は企業年金基金を有していない。
- ※3 千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行の各企業年金基金の表明日は2019年9月30日。武蔵野銀行企業年金基金の表明日は2019年10月18日。

以 上